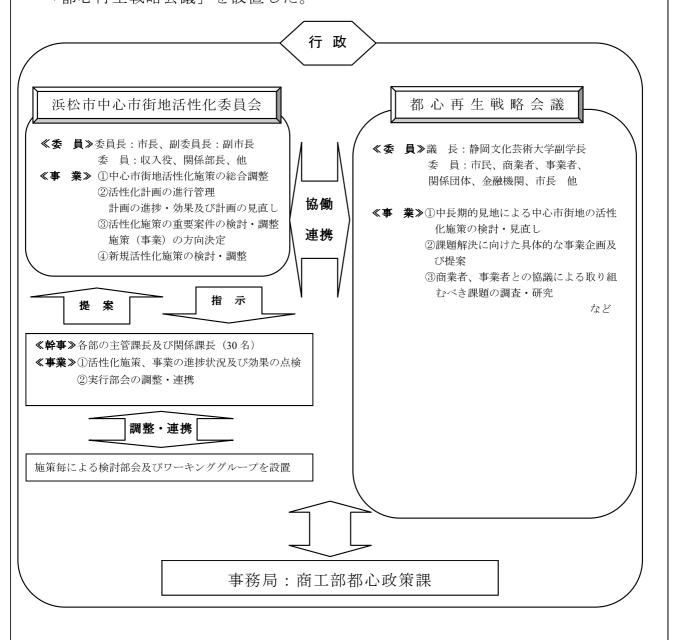
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

浜松市中心市街地活性化計画の策定(見直しを含む。)及び進行管理を行うとともに、中心市街地活性化施策の重要案件について、まちづくり業務に係る担当部課の連携により総合的な協議・調整を行い、中心市街地活性化計画の円滑で効率的な推進を図ることを目的に、庁内連携組織として平成 11 年に「中心市街地活性化委員会」を設置した。

また、都心商業者・事業者、市民、関係団体、行政が協働して活性化事業に取り組むため平成 11 年に設置した「都心にぎわい市民会議」を解消し、より戦略的な取り組みを行うため、平成 16 年 7 月に、改めて官民協働組織として「都心再生戦略会議」を設置した。



<浜松市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた検討経緯>

浜松市中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、浜松市中心市街地活性化委員会及び都心再生戦略会議において、下記のとおり検討を行った。

◆浜松市中心市街地活性化委員会

開催年月日	会議名及び議題				
平成 18 年 5 月 23 日	第1回浜松市中心市街地活性化委員会				
	・浜松市中心市街地活性化基本計画の策定方針について				
	・浜松市商業集積ガイドラインの策定方針について				
平成 19 年 2 月 8 日	第2回浜松市中心市街地活性化委員会				
	・浜松市中心市街地活性化基本計画の最終案について				
	・浜松市商業集積ガイドラインの最終案について				

◆都心再生戦略会議

A MI. D 13 — 100.10 D MW				
開催年月日	会議名及び議題			
平成 18 年 11 月 9 日	第1回都心再生戦略会議			
	・浜松市中心市街地活性化基本計画の素案について			
	・浜松市商業集積ガイドラインの中間報告について			
平成 19 年 2 月 15 日	第2回都心再生戦略会議			
	・浜松市中心市街地活性化基本計画の最終案について			
	・浜松市商業集積ガイドラインの最終案について			

<浜松市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容>

浜松市議会における、まちづくり三法改正に関しての質問に対して、以下のとおりの 答弁をしている。

年月日	審議・討議内容
平成18年2月議会	○創造浜松 一般質問まちづくり三法改正案成立後の対応施策について ○答弁要旨現在、改正が進められている中心市街地活性化法は、基本計画の取り扱いが届出制から国の認定制度に大きく変わり、認定を受けることによって国からの深堀支援が受けられる内容になっております。また、認定にあたっては、実現性が高い事業構築はもとより、中心市街地活性化協議会の設置、1万平方メートルを超える郊外型大規模商業施設の取り扱いなどが条件とされる見込みであります。このため、本市におきましても、それらの条件を踏まえ、第2次浜松市中心市街地活性化基本計画が国の認定基本計画となるよう、協議会の設置を計画しているところです。 人選にあたりましては、「都心再生戦略会議」の委員である都心商業者や商工会議所、関係団体、専門家などを基本としますが、事業の協議・調整、実効力の担保などを図る上でも、地権者や地元企業などの参画についても検討してまいりたいと考えております。
平成18年9月議会	○公明党 代表質問 認定基本計画に向けた取り組みについて ○答弁要旨 本市における中心市街地は、県西部100万都市圏はもとより、広く三遠南信地域の発展を牽引する拠点として、商業、業務、から多くの人々が集い、賑わう魅力あるエリアを形成していくことが求められております。 このため、第2次浜松市中心市街地活性化基本計画では、中心市街地の目標像として「五感を刺激し、豊かさが実感できる、歩いて楽しいまち」を掲げるとともに、目標像実現のための官民共通した具体的な方向については、都心産業の育成、都心生活空間の創出、推進体制の確立の6つを定めております。 また、活性化事業の構築及び推進にあたりましては、社会経済情勢など時代の潮流を見据え、基盤整備や規制緩和などの行政が担う役割を明確にするとともに、民間事業者の能力、ノウ、発想、官民協働を明確にするととも落発させたとしております。 このような考えに基づき、現在、認定条件である中心市街地活性化協議会の設置や、準工業地域への1万平方メートルを超える郊外型大規模商業施設の進出規制といった必須要件の対応を含め、申請に向けた準備を進めているところであります。 平成19年4月の政令指定都市への移行が確実になりました本市にとりまして、浜松の魅力が凝縮した都心の形成は重要施策でありますので、今後も、国の認定を受ける中で国の支援策を活用しながら、積極的な事業展開を図ってまいる所存であります。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 浜松市中心市街地活性化協議会の概要

1)協議会の設立趣旨

平成19年4月1日の政令指定都市への移行という大きな変革期を迎えた本市では、これまでも官民協働で活性化施策に取り組むため、平成11年~平成15年度までは「都心にぎわい市民会議」、平成16年度からは「都心再生戦略会議」を組織し、平成10年度に策定した中心市街地活性化基本計画の進捗管理をはじめ、様々な課題に対する対策や事業などについて協議を行ってきた。

今後、その取り組みをさらに推進させるとともに、より実効性の高いものとしていくため、浜松商工会議所及び財団法人浜松まちづくり公社が共同設立者となり、平成19年4月26日に浜松市中心市街地活性化協議会(以下、「協議会」という。)を設立した。

協議会の委員は、本計画が掲げる中心市街地活の3つの目標像である「魅力ある商業空間の形成」「洗練された都心生活空間の形成」「創業都市・浜松にふさわしい業務機能の集積」を実現し、各施策を効果的に推進していくため選任された16名により構成される。

2)協議会の役割

協議会の役割は、中心市街地の活性化に関する法律第15条9項により下記に掲げる事項について協議し、浜松市に対し意見を述べる。

- ・浜松市が作成しようとする基本計画
- · 認定基本計画
- ・認定基本計画の実施に関し必要な事項 等

なお、浜松市中心市街地活性化基本計画(案)については協議会委員へ審議を図り、平成19年7月27日付けで答申を受けたところである。

また、協議会では、中心市街地活性化に向けた以下の事業についても取り組み、新たな施策展開のための調査・研究を行うこととしている。

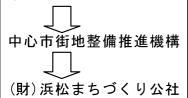
(仮称) コミュニティビジネスの展開 による賑わい創出研究事業	ビジネスの手法を活用しながら、継続的 な中心市街地の賑わい創出事業について 調査・研究を行うもの。
(仮称) ファッション・インキュベート 施設立地可能性調査・研究事業	商業を志す起業者を支援し、魅力ある商業空間の創出を図るため、ファッション 関係に特化したインキュベート施設の立地の可能性について調査・研究を行うもの。
(仮称)緊急活性化施策調査・研究事業	中心市街地が抱える駐車場問題などの 様々なボトルネックの解決に向け、外部 専門家を招き、取るべき具体的な施策の 方針や手法について調査・研究を行うも の。

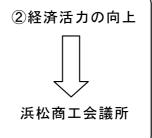
3) 浜松市中心市街地活性化協議会の組織図

浜松市中心市街地活性化協議会

設置者(必須構成員)

①都市機能の増進





任意構成員

法第15条第4項に規定するもの

- 浜松市
- ▫商業者
- 関係団体など

事務局: 浜松商工会議所内に事務局を置くものとする。

(2) 浜松市中心市街地活性化協議会の構成員及び協議会委員

構 成 員		[4** A 7. D	/HH
団 体 名	根拠法令	協議会委員	備考
浜松商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	中山 正邦	商工会議所会頭
浜松商工会議所	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	伊藤 寿章	商工会議所専務理事
財団法人浜松まちづくり公社	法第 15 条第 1 項関係 (中心市街地整備推進機構)	高橋 政幸	まちづくり公社理事長
浜松市	法第 15 条第 4 項関係 (市)	鈴木 康友	市長※5月1日~
浜松商店界連盟	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	御園井宏昌	商店界連盟会長
浜松まちなか商業者委員会	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	石井 義勝	商業者委員会会長
遠州鉄道㈱	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	竹内善一郎	代表取締役社長
㈱遠鉄百貨店	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	島村強	代表取締役社長
㈱ザザシティ浜松	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	中川隆	代表取締役社長
(株静岡銀行	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	大津 善敬	常務執行役員 西部カンパニー長
浜松信用金庫	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	御室健一郎	理事長
中部ガス㈱	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	中村 捷二	代表取締役社長
浜松ターミナル開発㈱	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	向山 雅衛	代表取締役社長
(財)浜松地域テクノポリス推進機構	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	石村 和清	理事長
浜松商工会議所女性会	法第 15 条第 4 項関係 (地域経済)	勝山 邦子	女性会会長
静岡文化芸術大学	法第 15 条第 4 項関係 (学識経験者)	上野 征洋	副学長

[※]浜松市中心市街地活性化協議会の目的

協議会は、次に掲げる事項に係る協議を行うことを目的とする。

- ① 浜松市が策定する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画、並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- ② 民間事業者が国の認定及び支援を受けようとする事業計画について協議
- ③ 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

本計画では、中心市街地活性化に向けた目標の一つ目に「魅力ある商業空間の形成」を掲げており、その実現を図るためには、行政が果たす役割を着実に推進することはもとより、民間が主体となった取り組みが不可欠である。

このため、本計画でも民間活力を誘発させる施策を展開していくものとし、 現在取り組まれている活動に加え、新たな活動に対しても積極的な支援を講じ ていくものとする。

現在取り組まれている活動及び平成19年度に新たに取り組まれる活動予定について、下記に示すものとする。

1) 浜松まちなか商業者委員会

- · 設 立…平成 17 年 12 月
- ・会 長…石井義勝 (㈱ブティック・ビギ代表取締役社長)
- ・事務局長…中川 隆 (㈱ザザシティ浜松代表取締役社長)
- ・経 緯…本市の商業者団体としては「浜松商店界連盟」が組織され、市 全体の商業の活性化に取り組んでいるが、中心市街地に内在す る商業の課題に対して取り組むため組織されたものである。
- ・構成…大規模商業施設(遠鉄百貨店、メイワン、ザザシティ浜松、サゴー)中心市街地 6 商店街
- ・事業内容…①販売促進のための催事等共同事業の企画・実施
 - ②魅力ある商業活動に向けた情報収集及び提供
 - ③関係機関との協議・調整
 - ④都心商業者間の連携強化の推進
 - ⑤その他
- 活動実績…①「浜松まちなか大バーゲン」の開催

郊外型大規模商業施設との競争に打ち勝つため、これまで各店舗が独自に実施していた夏と冬のバーゲンセールを、実施期間の統一、共同ポスターの掲出やチラシの配布などを大規模商業施設、各商店街が共同で実施するものである。

<内 容> ・共通フラッグの掲出、共同ポスターの掲出

・テレビスポット広告の実施 など

<事業費> 6,000 千円/回·平均(大規模商業施設負担金 4,500 千円、店舗負担金 500 千円、市補助金 1,000 千円)

< 実 績> ・第1回…平成17年7月(プレ実施)

• 第 2 回…平成 18 年 1 月

· 第 3 回…平成 18 年 7 月

· 第 4 回 · · 平成 19 年 1 月

<事業効果>

回数を重ねる毎に認知度が高まり、消費需要の低迷や相次ぐ郊外型大規模商業施設の進出などにもかかわらず、大規模商業施設や各店舗の売り上げ増につながり始めているとの報告を受けている。

特に、平成18年7月に実施した「夏の大バーゲン」では、各大規模商業施設においては対前年度比で平均10%の売上増、同じく個店においても平均5%程度増加したとの報告を受けている。また、平成19年1月に実施した「冬の大バーゲン」においても概ね良好とのことである。

引き続き、充実させながら実施していくとのことである。

②各種研究会への参画

- ・「都心駐車場システム研究会」への参画
- ・「浜松市中心市街地活性化協議会」への参画



統一されたロゴ

2) 若手商業者委員会(HAM: Hamamatsu Association Of Manager)

- · 設 立…平成 18 年 2 月
- ・会 長…河野健太 ((有)リバーフィールド代表)
- ・経 緯…浜松まちなか商業者委員会に触発され、「浜松まちなか大バー ゲン」に参加するとともに、勉強会を行うことにより若手経営 者の立場から中心市街地の活性化、商業の課題について取り組 むため組織されたものである。
- ・構 成…経営年数概ね平均5年以下中心市街地における若手商業者20名
- ・事業内容…①販売促進のための催事等共同事業の企画・実施
 - ②中心市街地での清掃活動ボランティアの実施
 - ③販売促進及び中心市街地活性化についての勉強会の開催
 - ④その他

活動実績…①「浜松まちなか大バーゲン」への参加

浜松まちなか商業者委員会が開催している「浜松まちなか大バーゲン」へ参加し、これまで各個店で開催していたバーゲンセールを大規模商業施設、各商店街と共同で実施した。また、バーゲンセール共同実施のみならず、独自の企画として、買い物客へのエコバックの配布などを行った。<実績>

・ エコバック配布数…1,200 枚

②「ファッションウィーク」の実施

集客増及び販売促進、中心市街地の賑わいを図るため、若手商業者委員会の店舗のみならず、大規模商業施設にも参加を呼びかけ、買い物客に各店舗で洋服や小物を身につけてもらい、若手商業者委員会の管理するブログ上で、商品の紹介も含め各賞の発表を行っていくものである。

<実績>

- · 写真掲載参加者数…500 名
- ・ 各店舗賞の受賞者… 47名

③「クリーンアップ作戦」の実施

「きれいで楽しいまち」をコンセプトに掲げ、気持ち良く来街してもらうための環境づくりの一環として、月に一度ボランティアで中心市街地の清掃活動を実施するものである。

<事業効果>

中心市街地において経験の浅い若手商業者が、自分達で 販売促進の手法などについて勉強会を行うことにより、商 業者としての自覚を身に付け、また、イベントの実施等を 行ったことにより売り上げ、集客増につながり始めている との報告を受けている。

また、中心市街地の清掃活動を行うことにより、来街者の気持ちに立ち、「きれいで楽しいまち」としての環境づくりを積極的に行うことにより、中心市街地の美化にもつながっている。

今後も、販売促進、賑わいづくりのため、四季ごとのイベントの開催、清掃活動は実施していく計画である。

3)「(仮称)浜松かつを祭り」

- 開催時期
- …平成 20 年 4 月~
- · 委員会設立
- …平成 19 年 3 月
- 委員長
- …伊藤 博 (浜松市食品衛生協会会長)
- 経緯
- …合併により市域の広がった浜松市において、消費量の多い「かつを」をテーマとしたイベントやキャンペーンを中心市街地において実施し、賑わいの創出を図るとともに中心市街地を情報の発信源とすることで、都市間競争に勝ち、選ばれる都市を目指すために、平成19年に調査・研究、計画の策定行うための「(仮称)浜松かつを祭り」を組織し、平成20年に「(仮称)浜松かつを祭り」を実施していくものである。
- 構成
- …浜松市食品衛生協会関係者

料理飲食組合

漁協関係者

市場関係者

飲食店経営者 等 計 40 名

- 事業内容
- …平成 19 年
 - ①基本計画策定のための調査・研究
 - ②基本計画の策定
 - ③統一レシピ、調味料の調査・研究
 - 平成 20 年
 - ①「もちがつを」のキャンペーン・PR等の実施
 - ②同一レシピによる「かつを料理」展開(通年事業)
 - ③「戻りがつを」のキャンペーン・PR等の実施
 - ④その他浜松市の都心で行われるイベントへの出店等

<事業効果>

特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品等を他の地域のものと差別化を図るための「地域ブランドづくり」が全国的に盛んになっている。このような地域ブランドの取り組みは、その特産物等の販売促進だけにとどまらず、その地域の活性化や地域プロモーション等の波及効果も期待できる。

このようなことから、「かつを」をモチーフとしたイベントを中心市街地において開催し、中心市街地から「かつを」について情報発信を行うことにより、「クラスター型政令指定都市」を都市ビジョンに掲げる浜松市の「ハブ機能」としての役割を中心市街地が担うことになる。

4)都心駐車場システム研究会

- · 設 立…平成 18 年 5 月
- •会 長…根本敏行(静岡文化芸術大学文化政策学部教授)
- 構 成…浜松市中央地区駐車場協同組合(2名)

浜松商店界連盟(2名)

浜松まちなか商業者委員会(2名)

大規模商業施設関係者(1名)

行政(1名)

・経 緯…本市の自動車保有台数は非常に多く、都心商業者のヒアリング や市民アンケート結果からも、来街機会を阻害する要因として 駐車場問題を挙げる声が多い。

このため、都心商業を活性化させるための緊急課題として駐車場問題を位置付け、「都心駐車場システム研究会」を組織し、その対策について官民協働して検討し、新たな都心駐車場システムを構築するため官民協働組織を設置したものである。

- ・事業内容…①都心駐車場の利用実態調査に関すること
 - ②市営駐車場料金の適正化に関すること
 - ③Pチケ制度の運用拡大施策の構築に関すること
 - ④官民協働による新たな駐車場サービスの構築に関すること
 - ⑤共通ポイントカードシステムによる新たな都心駐車場サービ スの向上など
- ・活動実績…①市営駐車場の料金改定
- ·施 行 日:平成19年4月1日
- ・改定内容:【改定前】2時間650円

(最初30分200円、その後30分毎に150円)

【改定後】2時間600円(20分100円)

<事業効果>

民間駐車場においても料金改定が進められ、来街機会を誘発する利用しやすい駐車場料金体制として、賑わいの創出に期待が寄せられている。

今後については駐車場事業者、商業者が一体となり、平成20年度を目途に、I Cカードを活用した共通ポイントカードの導入についても調査・検討を行い、駐車場に加え、公共交通機関への利用など様々なシーンに利用できる新たな来街者サービスを構築するよう引き続き調査・研究を行っていくことになっている。

5)「(仮称) NPO 法人わいがや応援団」

- ·設 立…平成 19 年 10 月 (予定)
- 会 長…未定
- ・構 成…浜松商工会議所女性会、同青年部有志を中心とした約10名
- ・経 緯…平成 18 年度事業としてコミュニティビジネス調査研究事業を 行っていた浜松商工会議所女性会から、平成 19 年 2 月に「浜 松市におけるコミュニティビジネス創出のための提案書」が本 市に提出された。

この事業の参加メンバーが中心となってコミュニティビジネスを育てるための NPO 法人設立を計画、今年度中に法人化し、本市におけるコミュニティビジネスのあり方について調査研究を行い、実証実験を行うことを予定している。

主な活動エリアとしては中心市街地を予定しており、中心市街地が抱えるさまざまな課題をビジネス手法により解決し、賑わいの創出につなげ、地域づくりに貢献することを目的としている。

・事業内容…コミュニティビジネスの種をまき、苗を育てる中間支援組織と してプロデュースを行うことを柱とし、現在法人規約を策定中 である。

以下は本年度に法人として行う現時点での事業案である。

平成19年度予定(案)

- ①コミュニティビジネス調査研究事業
- ②コミュニティビジネス実証実験事業